

代理・代行と電子取引

2024年9月24日

宮内・水町 IT 法律事務所

弁護士 宮内 宏

概要：フィジカル空間における代理等の類型としては、代理人、使者及び押印代行者がある。代理人が自らの判断で行為できるのに対して、使者及び押印代行者は、表示、伝達又は押印処理を本人の意思に従って行うものである。代理人等が本人の意思に従わない行為をしたときには、相手方はその事実について善意無過失であれば保護されるものと思われる。サイバー空間における代理人、システム利用の代行者及び署名代行者は、それぞれフィジカル空間の代理人、使者及び押印代行者に対応させることができ、本人の意思に基づかない行為について相手方は善意無過失であれば保護されるものと思われる。システム利用に関して、代理人とシステム利用代行者の機能の違いは小さく、システムのほぼ同様に扱えるものと思われる。

1. はじめに

以下では、代理・代行等について、フィジカル空間における整理を行った後、サイバー空間での取扱いについて論じる。なお、以下では、本人の例として「織田信長」、本人に代わって意思表示や処理を行う者の例として「羽柴秀吉」を用いる。

2. フィジカル空間における代理・代行等の整理

(1) 概要

フィジカル空間において、本人の代わりに意思表示等を行うものとして、代理人、使者及び押印代行がある。これらの定義、法的性質等について述べる。

(2) 代理人

委任状や契約等により代理権を与えられた代理人には、本人に代わって交渉等を行い、意思表示を行う権限が与えられる（民法 99 条 1 項）。権限の範囲内で意思表示の可否の判断や選択を行うことができる。

民法

(代理行為の要件及び効果)

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

代理人は、代理人名義で意思表示し、その効果は本人に生じることになる。

民事では、顕名（本人のためであることを示す）が必要がある。たとえば、羽柴秀吉が織田信長のためにすることを示して、契約等の意思表示をおこなう。書面では、「織田信長代理人羽柴秀吉」等を記名し、押印や署名は羽柴秀吉において行う（「羽柴」の印章で押印又は「羽柴秀吉」と署名する）。

なお、商事の代理の場合には、必ずしも顕名を要しない（商法 504 条）。

(3) 使者

使者（messenger）は、本人に代わって意思表示を行う者をいう。使用人等に口上をもって表示させるもの（表示機関）や、手紙を持参させるもの（伝達機関）などが典型例である。使者は、本人が決めたことをそのまま表示又は伝達するものであって、判断を行う権限は与えられていない。この点で代理と異なっている。

相手方から見れば、表示や伝達を行う者が見えているので、本人以外の者が使者として振舞っていることは認識されている。

使者が手続等を行う場合には、本人の指示通りに伝票に記載し提出することもできる。このような状況などの（本人に代わって）表示を行う場合には、通常、相手方は、誰の使者なのかを確認する（羽柴秀吉が織田信長の使者であることを確認する。会社や法律事務所の場合、社員証や在籍証明書を使うことが多い）。

(4) 押印代行者

多くの会社等で、代表者の登録印を総務部等の機関で保管し、代表者による決裁を確認した上で、押印を行っている。これが押印代行である。押印者に、代理等の権限が与えられているわけではなく、本人の指示にしたがって押印という事実行為を実行する役割が与えられているに過ぎない。押印代行については、事務処理規程、印章管理規程などの内規で、印章の管理及び押印の実施について規定されている。また、実際に押印を行った場合には、記録を残すのが普通であり、その際には決裁の確認等の情報が記載されるのが一般的である。

押印代行は、通常は、相手方には見えないものである。相手方が受取る書面には、本人名が記名され、本人の印章による押印が行われているが、押印代行者の氏名等は記載されない。すなわち、相手方は、押印代行者の存在を知らないのが普通である。例えば、実際には羽柴秀吉

が織田信長の印章で押印したとしても、完成した書面は、織田信長名義で織田信長の印章による印影があるものであり、羽柴秀吉については何ら記載されない。相手方は羽柴秀吉の関与について何も知らないのが普通である。

(5) 代理人等の権限外の行為

上記の、代理人、使者及び押印代行者について、それらの者が本来の任務に反した行為をした場合（本人の意思に反した意思表示や押印を行った場合）に、どのように扱われるかを述べる。結論としては、どのケースでも、おおむね、本人の意思によらないことについて善意無過失の相手方は保護される（本人の責任になる）と考えられる。

代理人が、代理権の範囲外の意味表示等を行った場合には、権限外の行為の表見代理（民法110条）の問題となる。

民法

（代理権授与の表示による表見代理等）

第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（第2項を省略）

（権限外の行為の表見代理）

第百十条 前条第一項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

すなわち、相手方から見て、代理人の権限の範囲内だと信じるべき正当な理由がある場合には、本人が責任を負う（代理権がある場合と同様に扱われる）。このためには、相手方は、権限がないことを知らず（善意）かつ知らないことについて過失がない（無過失）であることが求められる。

使者が本人の指示に反する行為を行った場合についての法令はない。これについては、錯誤（民法95条）による説と、権限外の表見代理（民法110条）を類推適用する説があるが、民法110条類推適用説が有力である。この説によれば、相手方は、使者の行為が本人の指示によらないものであることについて善意無過失であれば保護される（本人の責任となる）。

押印代行者が、本人の意思によらない押印を行った場合についても、法令の規定はない。手形に関する判例であるが、権限外の表見代理（民法110条）を類推適用とするものがある（最判昭和43年12月24日民集22巻13号3382頁）。これが適用できれば、本人の意思によらないことについて善意無過失の相手方は保護されることになる。

(6) まとめ

以上について、まとめると次の表のとおりとなる。

	代理人	使者	押印代行者
任務	本人に代わって交渉等を行って意思表示する（民法 99 条）	本人の意思を相手方に表示・伝達する。	本人に代わって、本人の印章による押印を行う。
判断等の可否	委任の範囲内で、本人に代わって判断することができる。	本人の指示通りに行うのみ。判断は行えない。	本人の指示に従って押印するのみ。判断は行えない。
意思表示等の名義人	代理人名義で（本人のためにすることを示して）意思表示する。	本人名義で意思表示する。	本人名義で意思表示する（本人の印章を用いて押印）
本人との関係	委任契約、委任状等による（法定代理人は法令による）。	契約にもとづく。本人の使用人、委託先等が多い。	法人の内規等で、手続等が規定されていることが多い。
代理人等に関する相手方の認識	代理人の存在を認識している。	使者の存在を認識している。	押印代行者の存在は認識されないのが普通である。
任務外の行為に対する相手方の保護	権限の範囲外であることについて善意無過失の相手方は保護される（民法 110 条）。	本人の指示によらないことについて善意無過失の相手方は保護される（有力説）。	本人の意思に基づかないことについて善意無過失の相手方は保護される（手形に関する判例あり）。

表 1 フィジカル空間における代理人等の性質

3. サイバー空間における申請等の処理と代理・代行等

サイバー空間において、申請等の処理を代理人など本人以外の者が行うケースについて検討する。

(1) 代理人による申請等

代理人の取扱いは、フィジカル空間でも、サイバー空間でも大きな違いはない。

代理人による申請や契約締結には、2つの方法がある。一つは、代理人が代理人の電子署名をおこなった電子文書を提出する方法である。もう一つは、代理人が、認証を経てシステムにログインし、代理人として（フォームに記入する等の方法で）申請書を作成し提出する方法で

ある。

いずれの場合でも、申請の名義人は代理人であり、本人のためにすることを明示することになる（例えば、羽柴秀吉が羽柴秀吉の ID でログインし、「織田信長代理人羽柴秀吉」と明記して申請等を行う）。

この場合、本人が作成した委任状の提出等により、あらかじめ、代理人としての登録を行う（申請等にあって、委任状を添付する方法もとりうる）。

(2) 代理権限がない者による申請等の代行

代理人以外の者が、申請等を代行する場合、フィジカル空間の使用者に相当するものと思われる。

申請等の方法は、大きく分けて 2 種類ある。一つは、本人が電子署名を行った電子文書の提出を代行するものである。もう一つは、代行者が代行者の ID で認証を経てログインし、本人の指示通りに申請書等を作成して提出方法である。

いずれの場合であっても、かかる代行者は、フィジカル空間における使用者と類似したものとなる（前者が伝達機能、後者が表示機能に相当する）。後者の代行者名でのログインの場合には、代行者の ID でシステムを利用するが、申請等の名義人は本人になる（羽柴秀吉の ID でログインし、織田信長名義の申請を行う）。

本人が電子署名を行った電子文書の提出においては、代行者が誰であるかは重要ではない（本人の意思表示であることは本人の電子署名で担保されるため）。これに対して、代行者 ID でのログインの場合には、代行者が本人に代わって申請等手続を行うことについて、あらかじめ本人による登録が必要となる。

なお、代行者が本人の意思によらずに申請等を行った場合、フィジカル空間の使用者と同様に扱われるものと思われる。使用者について、有力説である民法 110 条類推適用説をとる場合、申請代行等も同様に考えて、使用者が本人の指示によらない行為をしたことについて善意無過失の相手方は保護されることになる。

(3) 代理人と代行者のシステム上の処理の比較

ここまで述べて来た、代理人と代行者について、それらがシステムにログインする場合の比較を行う。

両者の違いは、次の 2 点となる。

- ① システム登録時： 代理人、代行者の区別の違いを明示する。これを本人の意思に基づいて行う。
- ② 申請等の名義人： 代理人の場合には代理人が名義人、代行者の場合には本人が名義人となる。

③ 判断等の可否： 代理人は代理人の判断で申請等を行えるが、代行者は本人の指示通りにのみ行為する（判断が必要な場合には本人に確認する）。

これ以外の点では、システムの、両者の違いはほとんどない。代理人・代行者の行為の内容については、上記③のとおり、判断等の可否の違いがある。しかし、代行者が本人に確認したかどうかは、システム上の機能としては探知できないのが普通であるから、システム利用上の行為については、両者に違いはないことになる。

(4) リモート署名の代行者による実施

フィジカル空間における押印代行と同様のサービスが、電子契約システム等で行われている。

これは、リモート署名事業者に預けてある本人の署名鍵を、本人が指定した代行者により使用させるものである。これは、印章を預かった押印代行者による押印と対比して考えることができる。リモート署名の代行者による実行の場合、本人による代行者の登録を行った上で、契約や社内規則等により、本人の指示（決裁）があったときに限って電子署名を実施するように制限する必要がある。また、内部統制等の見地から、代行者による処理について、いつ誰が行ったか等の記録を残す必要がある。

リモート署名を代行者が実施した場合、電子署名は本人名義となる（羽柴秀吉が織田信長の署名処理を代行した場合、電子署名は織田信長名義、すなわち、織田信長の電子証明書に基づくものとなる）。

フィジカル空間の押印代行者と異なる点は、サイバー空間でのリモート署名代行というサービスが行われていることを、相手方が知っている可能性が高い点である。リモート署名代行者が本人の意思によらずに電子署名を行った場合、この事情について善意無過失の相手方は保護されると考えられるところ、（代行者が行っているかもしれないと知っている以上）無過失というためには、一定の配慮が必要である。このためには、本人において、代行者は本人の意思に基づいてのみ電子署名処理を行うこと、及び、代行者が本人の意思に基づかない電子署名を行った場合でも本人が責任を負う（本人による意思表示だとみなされる）ことを表明しておくことが有効だと考える。

4. まとめ

以上のとおり、サイバー空間における代理人等は、フィジカル空間における代理人等と対応させてかんがえることができる。サイバー空間における代理人とシステム利用代行者の、システム利用・システム機能についての差は小さく、共通又は同様なシステムを構築できるものと思われる。

以上